

<保険外負担に関する事項及び費用について>

● 初診時に係る選定療養費

初診時に他の医療機関等からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちで無い場合には下記の金額をお支払いいただいております。

7,700円（税込）

● 再診時に係る選定療養費

再診時に当院から他の医療機関へ紹介の申し出を行ったにもかかわらず、患者さんの希望により、当院を受診された場合には下記の金額を診察の都度お支払いいただいております。

3,300円（税込）

● 時間外選定療養費

患者様が自己の都合により時間外診察を希望された場合は、下記の金額をお支払いいただいております。

但し、緊急で止むを得ない場合にはこの限りではありません。

7,700円（税込）

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目の費用の徴収は、一切認められていません。

<保険外負担に関する事項及び費用について>

● 入院期間が180日を超える入院について

入院医療の必要性が低いが患者さんの事情により180日を超えて入院される場合は、180日を超える日から入院料の一部を負担していただく場合があります。（難病等の患者さんを除く。）

入院料の区分	料金（税込）
一般病棟入院基本料 急性期一般入院料 1 の場合	1日につき2,785円

● 医薬品の自己負担について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別料金をお支払いいただきます。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

◆後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけのお薬です。

◆先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

◆先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

＜保険外負担に関する事項及び費用について＞

● 入院時食事療養費について

患者さんの負担金額（標準負担額）は1食につき510円です。

但し、下記の場合は減額されます。

区 分	標準負担額 (1食につき)
指定難病又は小児慢性特定疾病の認定を受けている場合	300円
市町村民税非課税世帯等で負担額の減額認定を受けている場合	240円
市町村民税非課税世帯等で負担額の減額認定を受けている場合 で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	190円
市町村民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受給し、負担額の減額認定を受けている場合	110円

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。